



会議所活用法

今回は 労働保険事務組合 の活用事例をご紹介します

労働保険は労災保険と雇用保険を総称したもので、労働者を1人でも雇っている事業主は、必ず労働保険の手続きをしなければなりません。

労働保険には、保険料の申告・納付手続きや雇用保険の被保険者に関する手続き（労働者の採用、退職時の届出等）などの様々な手続きがあり、これらの事務処理を事業主の皆さんに代わって行う厚生労働大臣の認可を受けた団体が「労働保険事務組合」です。



ご利用いただいた企業様の声



博多寿司処 尾之上
福岡市博多区博多駅前2丁目
12-9 1階
TEL 092-414-3385

●『労働保険事務組合』を利用されたきっかけはなんですか？

当店は、平成28年4月に現在の店舗を開業しました。お店を営業するうえで、従業員を雇ったら国の労災保険や雇用保険に入らなければいけないことは知っていました。しかし、実際に具体的な手続きをどのようにしたらよいのかわからず、近くにある福岡商工会議所に問い合わせたところ、労働保険の手続き代行をしてもらえるというので利用することにしました。

●実際に『労働保険事務組合』を利用していかがでしたか？

大変満足しています。従業員の労働保険の手続きの代行もですが、普通の手続きでは代表者は労災には入れないのですが、事務組合を通すことで代表者も労災に加入できることを知り、自分も加入できた点もよかったです。

さらに、毎年の更新について、面倒な従業員の賃金を集計しなければならなかったところ、事務組合で代行してもらえるので大変助かっています。今後も利用したいと考えています。



株式会社プロテック
福岡市博多区南5丁目18-20
TEL 092-473-8621
HP: <https://renoprotec.com>

●『労働保険事務組合』を利用されたきっかけはなんですか？

雇用保険や労働保険などの事務手続きを自社で行っていましたが、その都度、ハローワークなどに足を運ばなければならず、事務負担が多く困っていました。そこで、ハローワークに相談したところ、紹介していただいたリストに福岡商工会議所の労働保険事務組合があり、以前から商工会議所に入会していたので、さっそく尋ねてみました。

●実際に『労働保険事務組合』を利用していかがでしたか？

商工会議所に直接足を運ぶことなくFAXなどで手続きが済み、分からないことなども電話で丁寧に指導していただけるので、とてもよかったです。

福岡商工会議所には、事務組合以外にも生活習慣病健診など様々な面でお世話になっています。今後も事務手続きをスムーズに進めていくうえで、利用を継続していきたいと思っています。

福岡商工会議所が、労働保険料の申告や雇用保険の手続き等の労働保険事務を事業主に代わって処理いたしますので、ハローワーク、労働基準監督署などへ行く手間が省けます。

さらに、労災保険に加入することができない事業主や役員、家族従事者なども労災保険に特別加入制度を利用し、加入することができます。

実際に社員に労災が起きてどうしていいのかわからないとき、担当職員が適切なアドバイスをします。（労災発生時の手続きは事務組合では対応できません。）

可能な限り即日対応いたしますので、ぜひご利用ください。



本件に関するお問い合わせ／商業・雇用支援グループ TEL 092-441-2169